

## 条例のあらまし

### 実践主体の主な責務(役割)

※子ども=おおむね18歳未満  
育ち学ぶ施設=保育所、幼稚園、学校、児童館等

- 保護者** 子どもの自ら育つ力を大切にして、子どもを健やかで心豊かに育み、子どもと共に成長していくよう努める。**3条**
- 地域住民** 地域の子どもの見守り、保護者を支え、地域社会づくりに努める。**4条**
- 育ち学ぶ施設** 施設がある地域で、遊び・学習・養育等を通して、子どもを育む拠点となる。**5条**
- 事業者** 子どもの健やかな成長に配慮した事業活動を行い、社会環境の整備に努める。**6条**
- 京都市** 子どもを健やかで心豊かに育む社会環境の整備を推進する。**7条**
- 観光旅行者等** 市民や京都市が行う憲章実践の取組に協力する。**9条**

### 基本的な方策

憲章に掲げられた6つの行動理念に沿って、それぞれの立場で取り組むべき具体的な内容を規定しています。

- 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守るための取組
- 子どもから信頼され、模範となる行動に努めるための取組
- 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めるための取組
- 子どもが安らぎ育つ家庭の生活習慣と家族のきずなを大切にするための取組
- 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げるための取組
- 子どもを育む自然の恵みを大切にし、社会の環境づくりを優先するための取組

(内容は中面参照)

### 緊急課題への方策

子どもの命や安全を脅かす緊急課題に対して、それぞれの実践方策を規定しています。

- 子どもの命や安全を脅かす問題への対策
  - 児童虐待対策
  - いじめ対策
  - 児童ポルノ対策
  - 薬物乱用対策
  - 性感染症対策
- 子どもの健やかな成長を脅かす社会環境の改善
  - インターネットの不適切な利用への対策
  - 電子・映像メディア依存への対策

(内容は中面参照)

### 実践推進の具体策

- 憲章の日** 毎年2月5日を「憲章の日」とします。**16条**
- 表彰** 憲章の実践推進者を市長から表彰します。**17条**
- 情報の提供** 印刷物の配布などで憲章の実践に関する情報提供を行います。**18条**
- 体制整備** 憲章の実践推進に必要な京都市の体制を整備します。**19条**
- 行動指針** 毎年度、憲章の実践方策に関する「行動指針」を定めます。**20条**
- 推進協議会** 憲章の実践推進に関して、調査や審議などを行うため、学識者等による「推進協議会」を設置します。**28条～30条**

### 条例の見直し

条例の施行後3年以内を目途に、その施行の状況や子どもを取り巻く環境の変化等により、必要と認めるときは、その見直しを行い、推進協議会や市民の意見を聴いて、規制その他の対策を行います。**31条**

### 制定の経緯

- 平成19年  
2月 5日 「子どもを共に育む京都市民憲章」制定  
3月13日 京都市会が全会派一致で「子どもを共に育む京都市民憲章を積極的に推進する決議」
- 平成22年  
6月 7日 人づくり21世紀委員会が憲章推進条例の制定に向けて「新たな提言」を本市に提出  
6月18日 「子どもを共に育む京都市民憲章推進条例制定検討委員会」を設置し、市長からの諮問事項について以降7回の協議  
7月28日 「子どもを共に育む未来づくり教育フォーラムin京都」第2分科会にて参加者と意見交流  
8月 4日 条例制定に向けた「市民公聴会」にて参加者と意見交流  
11月15日 条例骨子案に対する市民意見募集(パブリックコメント)(12月7日まで、253人から371件応募)  
11月29日 12月3日 条例骨子案についての「市民シンポジウム」
- 平成23年  
1月14日 「子どもを共に育む京都市民憲章を推進する条例(仮称)」に盛り込むべき基本的事項について「検討委員会から市長へ」答申  
2月15日 答申に基づく条例案を京都市会に付議  
3月15日 京都市会において全会派一致で条例可決  
4月 1日 「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」施行



グループに分かれて議論された「市民公聴会」



「市民シンポジウム」では活発に意見交流



条例制定検討委員会から市長へ「答申」

### 条例制定検討委員会委員名簿

磯貝 英雄 (京都障害児者親の会協議会)	長屋 博久 (京都市小学校PTA連絡協議会)
今村 吉伸 (京都青年会議所)	西岡 正子 (佛光大学教育学部教授)
上野 み代子 (京都市社会福祉協議会)	西脇 悦子 (京都市地域女性連合会)
大畑 真知子 (京都市小学校長会)	◎藤岡 一郎 (京都産業大学学長)
柏井 真理子 (京都府医師会)	藤本 明美 (京都子育てネットワーク)
川村 雅己 (京都経営者協会)	升光 泰雄 (京都市私立幼稚園協会)
小室 富美子 (京都市保護司連絡協議会)	水野 篤夫 (京都市ユースサービス協会)
柴原 雅子 (市民公募委員)	宮本 義信 (同志社女子大学生活科学部教授)
○寺石 浩隆 (京都市立中学校PTA連絡協議会)	森田 眞利 (京都「おやじの会」連絡会)
徳田 敏 (京都弁護士会)	山内 五百子 (京都市保育園連盟)
○中川 一良 (京都市児童館学童連盟)	山下 早智子 (京都市民生児童委員連盟)
長浜 孝子 (市民公募委員)	山下 徹朗 (京都商工会議所)
中村 雅子 (京都市立中学校長会)	

◎は委員長、○は副委員長 以上25名

#### 【発行】

京都市保健福祉局 子育て支援部 児童家庭課  
電話 075-251-2380 FAX 075-251-2322  
京都市教育委員会 生涯学習部 家庭地域教育支援担当  
電話 075-251-0456 FAX 075-251-1013

詳しくはHPをご覧ください。

子どもを共に育む京都

検索

# 子どもたちの今と未来のために

～「子どもを共に育む京都市民憲章」の実践を推進する「条例」ができました～



「地域の子どもは、地域で育む」。誇るべき京都の伝統である“志”を宿した「子どもを共に育む京都市民憲章」。この憲章の理念を共にした行動の輪を、更に大きく広げるための条例が制定されました。私たち一人ひとりが、「大人として何ができるのか、しなければいけないか」。共に考え、行動し、子どもたちが健やかに生まれ育つ京都のまちを築いていきましょう。

京都市長 門川大作



京都市



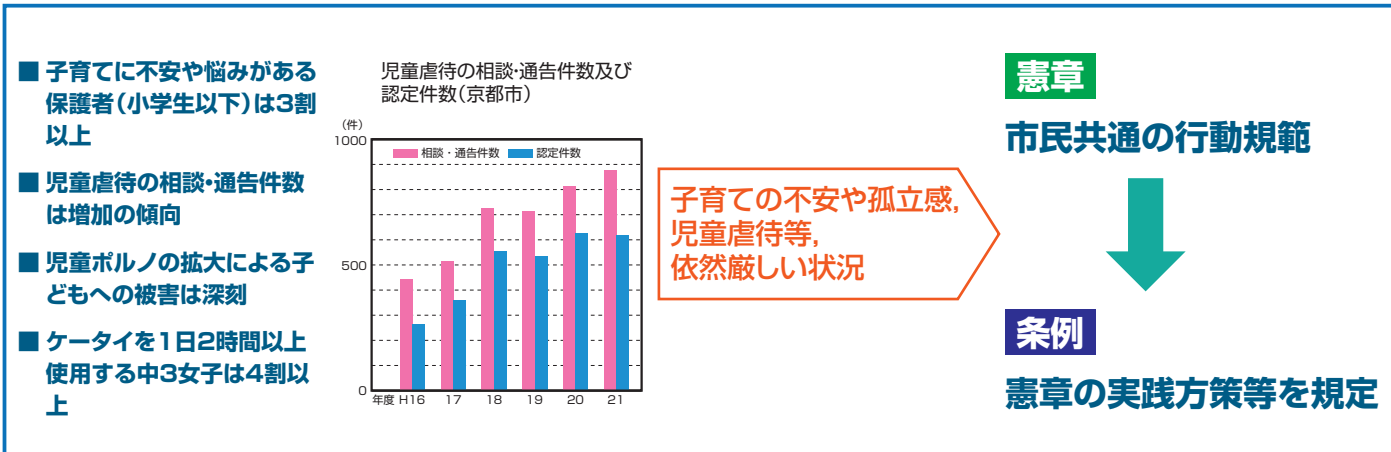


## どうして「子どもを共に育む京都市民憲章」のために「条例」ができたの？

「子どもを共に育む京都市民憲章」は、子どもたちのために、大人として何をすべきか、市民共通の行動規範として、平成19年2月5日に制定されました。

その後、市民の行動は広がりを見せていますが、子育ての不安や孤立感、児童虐待や児童ポルノ、インターネットの不適切利用等、子どもを取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

そこで、憲章の理念が浸透し、家庭、地域、学校、企業など、社会のあらゆる場で実践行動が広がるよう、平成23年4月1日、「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」を施行しました。



## 子どもを健やかで心豊かに育む社会をめざして

このため、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設、事業者、京都市の責務として、条例では、

- 憲章の6つの行動理念ごとの**基本的な方策**
- **子どもの命や成長を脅かす緊急課題への方策**
- **憲章の日や表彰、推進協議会や行動指針などの具体策**
- **3年以内の条例の見直し**等を定めています。

## 子どもを共に育む京都市民憲章

わたくしたちのまち京都には、子どもを社会の宝として、愛し、慈しみ、将来を託してきた、人づくりの伝統があります。そうした伝統を受け継ぎ、人と自然が調和し、命のつながりを大切に、子どもを健やかで心豊かに育む社会を築くことは、京都市民の使命です。

大人は、子どもの可能性を信じ、自ら育つ力を大切に、子どもを見守り、褒め、時には叱り、共に成長していくことが求められます。そして、子どもを取り巻く状況を常に見つめ、命と健やかな育ちを脅かすものに対して、毅然とした態度で臨む必要があります。

わたくしたちは、子どもたちの今と未来のため、家庭、地域、学校、企業、行政など社会のあらゆる場で、人と人の絆を結び、共に生きるうえでの行動規範として市民憲章を定めます。

- わたくしたちは、
- 1 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。
  - 1 子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
  - 1 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
  - 1 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にします。
  - 1 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。
  - 1 子どもを育む自然の恵みを大切に、社会の環境づくりを優先します。



## 憲章の実践方策

### 基本的な方策

#### 1 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守るために 10条

- 保地育** ▶ 遊びや学習のための文化・自然・社会体験活動の機会を子どもに提供しましょう。
- 事市** ▶ その体験活動の機会の提供を支援しましょう。
- 地育市** ▶ 子どもを育む取組の企画・立案に、子どもが参画できる機会を確保しましょう。
- 市** ▶ 子どもの命や安全を脅かす問題の解決に取り組めます。



#### 2 子どもから信頼され、模範となる行動に努めるために 11条

- 市民** ▶ 法令を守り、市民憲章などの行動規範を実践しましょう。  
公の秩序や善良な風俗を害してはいけません。



#### 3 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めるために 12条

- 地育事** ▶ 保護者(保護者となる予定の方を含む)が親として育ち学べる機会を提供しましょう。
- 保** ▶ 親育ちの機会を積極的に利用しましょう。
- 市** ▶ 市民が行う親育ちの機会の提供を支援します。



#### 4 子どもが安らぎ育つ家庭の生活習慣と家族のきずなを大切にするために 13条

- 保** ▶ 子どもの発達に応じた規則正しい生活習慣を確立しましょう。  
家族が家事等の家庭生活を共同で行う家庭環境をつくりましょう。
- 地育市** ▶ 生活習慣の確立や家庭環境づくりのため、保護者を支援しましょう。



#### 5 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げるために 14条

- 保地** ▶ 互いに協力して、地域で子どもを見守る取組を進めましょう。
- 育** ▶ 子ども、保護者と地域住民が交流し、共に成長できる機会を提供しましょう。
- 事市** ▶ 地域住民が互いに協力する活動を支援しましょう。
- 地育市** ▶ 社会生活を営む上での困難がある子どもを抱え、地域社会から孤立した家庭を支援しましょう。



#### 6 子どもを育む自然の恵みを大切に、社会の環境づくりを優先するために 15条

- 市民観** ▶ 子どもを育む自然環境に配慮した生活に努めましょう。
- 市** ▶ 自然環境を生かした遊びや交流ができる場を提供します。
- 事** ▶ 保護者の仕事と生活の調和を図れるよう、労働環境を整備しましょう。
- 市** ▶ 仕事と生活の調和を図れるよう、事業者を啓発し、保護者の子育てを支援します。
- 事** ▶ 子どもの成長を脅かす商品を子どもに提供しないようにしましょう。
- 市** ▶ 子どもの成長を脅かす社会環境を改善します。



## 緊急課題への方策

### 1 子どもの命や安全を脅かす問題への対策

- 児童虐待対策 21条**
- 市** ▶ 児童虐待の予防、早期発見、迅速・適切な対応、再発防止のための対策を行います。
- 地育** ▶ 自らの果たす役割を理解し、京都市の対策に積極的に協力しましょう。

### いじめ対策 22条

- 育** ▶ いじめの予防、早期発見、迅速・適切な対応、再発防止のための対策を行います。
- 保地** ▶ 育ち学ぶ施設の対策に積極的に協力しましょう。

### 児童ポルノ対策 23条

- 市** ▶ 児童ポルノに係る行為を防止するため、啓発その他の必要な対策を行います。
- 保地育事** ▶ 京都市の対策に積極的に協力しましょう。

### 薬物乱用対策 24条

- 市** ▶ 子どもによる薬物の乱用を防止するため、啓発その他の必要な対策を行います。
- 保地育** ▶ 京都市の対策に積極的に協力しましょう。

### 性感染症対策 25条

- 市** ▶ 子どもの性感染症を予防するため、啓発その他の必要な対策を行います。
- 保地育** ▶ 京都市の対策に積極的に協力しましょう。



### 2 子どもの健やかな成長を脅かす社会環境の改善

#### インターネットの不適切な利用への対策 26条

- 保** ▶ 子どもがインターネットで有害情報を受発信しないよう、子どもの携帯電話等の利用の必要性を検討しましょう。  
子どもに携帯電話等を利用させるときは、年齢や成長に応じたフィルタリングサービスを利用し、子どもとの間でインターネットの利用に関する取り決めをしましょう。
- 事市** ▶ 地域住民・育ち学ぶ施設と協力して、保護者の取組が円滑に実施されるよう必要な対策を行います。

#### 電子・映像メディア依存への対策 27条

- 保** ▶ 電子・映像メディア(インターネット、テレビ、ゲーム等)に、子どもが過度に依存しない家庭環境をつくりましょう。
- 市** ▶ 保護者・地域住民・育ち学ぶ施設・事業者と協力して、以下の調査研究とその成果に基づく必要な対策を行います。  
①子どもの電子・映像メディアの適切な利用のあり方  
②子どもの電子・映像メディアに対する過度な依存への対策  
③電子・映像メディアから得られる情報を子どもが正しく理解する能力の習得を促進する施策



フィルタリングとは、携帯電話やパソコンからアダルト、出会い系、暴力、違法音楽ダウンロードなどのサイトへの接続を遮断する仕組みのことで、法律により、子どもが利用する携帯電話にフィルタリングを設定することは原則義務付けられています。